

○経済産業省告示第九十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月二十二日

経済産業大臣 宮沢 洋一

一の表の第1の03・02及び03・03の項中「及びさんせ」を「並びにさんせ」に改める。

二の表の第2の2の項を次のように改める。

2 三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントラオール議定書附属書A

からCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品

二の二の表の第1の7102・10から7102・31までの項中「○」を削る。

三の9の(2)中「ギニア」の下に「、ガイアナ」を加え、三の9の(3)のイ中「アゼルバイジャン共和国」を

「アゼルバイジャン」に、「グルジア」を「ジョージア」に改め、三の9の(3)のロ中「クック諸島」を「ク

ック」に、「マーシャル諸島」を「マーシャル」に改め、三の9の(4)を次のように改める。

(4) 二の表の罫心のモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属

書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イ

ラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルデイブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ト

ルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

三の9の(5)中「クツク諸島」を「クツク」に、「グルジア」を「ジョージア」に改める。

新旧対照表

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表
 (昭和四十一年通商産業省告示第七十号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第一に掲げる自由化されていない品目(以下「非自由化品目」という。)及び同表の第二に掲げる品目とする。 第1 自由化されていない品目 (非自由化品目)</p> <p>関税率表 の番号等 0301・99-2 (略)</p> <p>03・02 新鮮の又は冷蔵したにしん(クルペシア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)及びその卵、ぶり(セリオウラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデインプス属又はエンゲラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの) <u>並びにさんま</u> (コロラピス属のもの)</p> <p>03・03 冷凍したにしん(クルペシア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)及びその卵、ぶり(セリオウラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデインプス属又はエンゲラウリス属のもの)、</p>	<p>一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第一に掲げる自由化されていない品目(以下「非自由化品目」という。)及び同表の第二に掲げる品目とする。 第1 自由化されていない品目 (非自由化品目)</p> <p>関税率表 の番号等 0301・99-2 (略)</p> <p>03・02 新鮮の又は冷蔵したにしん(クルペシア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)及びその卵、ぶり(セリオウラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデインプス属又はエンゲラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの) <u>及びさんま</u> (コロラピス属のもの)</p> <p>03・03 冷凍したにしん(クルペシア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)及びその卵、ぶり(セリオウラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデインプス属又はエンゲラウリス属のもの)、</p>

あじ（トラカルス属又はデカプテルス属のもの）並びにさんま（コロナビス属のもの）

03・04～2106・90-2-(2)-E (略)

第2 (略)

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 (略)

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議

定書附属書に定める物質及び製品並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等

1 (略)

2 三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品

3 (略)

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域

あじ（トラカルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロナビス属のもの）

03・04～2106・90-2-(2)-E (略)

第2 (略)

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 (略)

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議

定書附属書に定める物質及び製品並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等

1 (略)

2 三の9の(4)のイに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Aに掲げる物質及び同議定書附属書Dに掲げる製品、三の9の(4)のロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書Bに掲げる物質、三の9の(4)のハに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書CのグループIIに属する物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質、三の9の(4)のニに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書CのグループIIIに属する物質並びに三の9の(4)のホに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書CのグループIに属する物質

3 (略)

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域

を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1

関税率表
の番号等

品名

備考

26・12～36・03 (略)

7102・10 ダイヤモンド (三の8の(7)の手続により
輸入されるものを除く。)

7102・21 ダイヤモンド (三の8の(7)の手続により
輸入されるものを除く。)

7102・31 ダイヤモンド (三の8の(7)の手続により
輸入されるものを除く。)

8109・90～93・07 (略)

第2 (略)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の承認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の承認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 (略)

9(1) (略)

(2) 二の表の罫「のくろまぐろ(大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくろまぐろに限る。)」の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1

関税率表
の番号等

品名

備考

26・12～36・03 (略)

7102・10 ダイヤモンド (三の8の(7)の手続により
輸入されるものを除く。)

7102・21 ダイヤモンド (三の8の(7)の手続により
輸入されるものを除く。)

7102・31 ダイヤモンド (三の8の(7)の手続により
輸入されるものを除く。)

8109・90～93・07 (略)

第2 (略)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の承認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の承認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 (略)

9(1) (略)

(2) 二の表の罫「のくろまぐろ(大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくろまぐろに限る。)」の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

(3) アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

二の表の罫心のワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

イ アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェル

(3) アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

二の表の罫心のワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

イ アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン共和国、バハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボ

デ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チエコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリヤ、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージールランド、ニカラグア、ニジュール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポロランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シंगाポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス

ヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チエコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリヤ、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージールランド、ニカラグア、ニジュール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポロランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シंगाポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、ス

、シリア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ロ アンンドラ、クック諸島、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、タジキスタン、台湾、トンガ、タークス・カイコス諸島

(4) 二の表の罫のモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルンジ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、

イス、シリア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ロ アンンドラ、クック諸島、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、タジキスタン、台湾、トンガ、タークス・カイコス諸島

(4) 二の表の罫のモントリオール議定書附属書Aに掲げる物質及び同議定書附属書Dに掲げる製品、同議定書附属書Bに掲げる物質、同議定書附属書CのグループIIに属する物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質、同議定書附属書CのグループIIIに属する物質並びに同議定書附属書CのグループIに属する物質の二号承認を要しない国又は地域は、次のイからホまでに掲げる国又は地域とする。

イ モントリオール議定書附属書Aに掲げる物質及び同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルンジ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ド

イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリヤ、
ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス
、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、
レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトア
ニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレー
シア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタ
ニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、
モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミヤ
ンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュー
ジーランド、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、ニ
ウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナ
マ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピ
ン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モル
ドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストフ
アー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、サ
モア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビ
ア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シ
ンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフ
リカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダ
ン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シ
リア、台湾、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴス
ラビア共和国、東ティモール、トogo、トンガ、トリニダ
ード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、
ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国
、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキス
タン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザン
ビア、ジンバブエ

ミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル
、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、
フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア
、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グ
アテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、
バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、
インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド
、イスラエル、イタリヤ、ジャマイカ、ヨルダン、カザ
フスタン、ケニア、キリバス、大韓民国、クウェート、
キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベ
リア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルク
センブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モ
ルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モ
ーリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モ
ナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビー
ク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オラン
ダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジエール、ナイ
ジェリア、ニウエ、北朝鮮、ノルウェー、オマーン、パ
キスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラ
グアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル
、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントク
リストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビン
セント、サントメ・プリンシペ、サモア、サンマリノ、
サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シ
エラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、
ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、南スーダン、
スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジラ
ンド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキス
タン、タンザニア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア
共和国、東ティモール、トogo、トンガ、トリニダード
・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツ

バル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ロ モントリオール議定書附属書Bに掲げる物質の二号承認を要しない国又は地域

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック諸島、クスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、パチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モ

ルデイブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージールランド、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、ニウエ、北朝鮮、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、サモア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タンザニア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ハ モントリオール議定書附属書CのグループIIに属する物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質の二号承認を要しない国又は地域

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バレーン、バンングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン

、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック諸島、クスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、パチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリヤ、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージールランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北朝鮮、ノルウエー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、サモア、サンマリノ、

サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シ
エラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、
ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、南スーダン、
スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジラ
ンド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、
台湾、タンザニア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア
共和国、東ティモール、トogo、トンガ、トリニダード
・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツ
バル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国
、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌ
アツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジ
ンバブエ

ニ モントリール議定書附属書CのグループⅢに属する
物質の二号承認を要しない国又は地域

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンド
ラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチ
ン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼ
ルバイジャン、バハマ、バレーン、バングラデシュ、
バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン
、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボ
ツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナフ
オソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カ
ーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民
共和国（香港及びマカオを含む）、コロンビア、コモ
ロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック諸島、コ
スタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、
キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ド
ミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル
、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、
フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア
、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グ

アテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、
パチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、
インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド
、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニ
ア、キリバス、クウェート、キルギス、大韓民国、ラオ
ス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、
リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マ
ダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルデイブ、マリ
、マルタ、マーシャル、モリシヤス、メキシコ、ミク
ロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ
、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナ
ウル、ネパール、オランダ、ニュージールランド、ニカラ
グア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北朝鮮、ノ
ルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パ
プアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、
ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシ
ア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セ
ントルシア、セントビンセント、サントメ・プリンシペ
、サウジアラビア、サモア、サンマリノ、セネガル、セ
ルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、ス
ロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリ
カ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダ
ン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、
台湾、タジキスタン、タンザニア、タイ、マケドニア旧
ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トゴ、トンガ
、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルク
メニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首
長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベ
キスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン
、ザンビア、ジンバブエ

ホ
モントリオール議定書附属書CのグループIに属する

物質の二号承認を要しない国又は地域

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バレーン、バンングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック諸島、クスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、インドネシア、イラン、イラク、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、北朝鮮、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノ

(5) 二の表の罫心の化学兵器禁止法第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コストタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプ

(5) 二の表の罫心の化学兵器禁止法第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック諸島、コストタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、サモア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タンザニア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ギニア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーンゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグ

キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーンゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウル

(6) アイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム
、イエメン、ザンビア、ジンバブエ
(略)

(6) グアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム
ム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ
(略)